

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

目次

○ 福島県監査委員  
監査公表八件

福島県監査委員

## 監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

平成29年2月14日

福島県監査委員 柳 沼 純 子  
福島県監査委員 宮 下 雅 子  
福島県監査委員 美 馬 武 千代  
福島県監査委員 菅 家 惣 一郎

- 1 監査実施期間 平成28年11月8日～平成29年1月27日
- 2 監査対象機関 公所41か所
- 3 監査の結果

監査は、会津児童相談所ほか20機関については平成27会計年度の財務に関する事務、障がい者総合福祉センターほか15機関については平成27会計年度及び平成28会計年度の財務に関する事務、福島高等学校ほか3機関については平成28会計年度の財務に関する事務について実施した。

(1) 保健福祉部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
会津児童相談所	平成29年1月20日	柳沼 純子	菅家惣一郎	書面監査	平成28年11月1日
障がい者総合福祉センター	平成29年1月26日	柳沼 純子	菅家惣一郎	実地監査	平成28年11月24日
郡山光風学園	平成29年1月18日	柳沼 純子	菅家惣一郎	実地監査	平成28年11月24日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

## (2) 商工労働部

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法	職 員 調 査 年 月 日
テクノアカデミー会津	平成29年1月20日	柳沼 純子	菅家惣一郎	書面監査	平成28年10月19日
ハイテクプラザ	平成28年11月15日	宮下 雅志	菅家惣一郎	実地監査	平成28年10月11日

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。  
指導事項

・ 公用自動車を廃車するに当たり、見積書を徴していないにもかかわらず、売却価額が抹消登録手数料等と同額と判断し、歳入歳出の手続をせずに廃棄処分している。  
(ハイテクプラザ)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

## (3) 農林水産部

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法	職 員 調 査 年 月 日
県南農林事務所	平成28年11月18日	宮下 雅志	菅家惣一郎	実地監査	平成28年10月4日 平成28年10月5日
県中家畜保健衛生所	平成29年1月20日	宮下 雅志	美馬武千代	書面監査	平成28年11月2日
会津家畜保健衛生所	平成29年1月27日	宮下 雅志	美馬武千代	実地監査	平成28年11月29日
いわき家畜保健衛生所	平成29年1月17日	宮下 雅志	美馬武千代	実地監査	平成28年11月22日
林業研究センター	平成29年1月20日	宮下 雅志	美馬武千代	書面監査	平成28年11月16日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

## (4) 土木部

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法	職 員 調 査 年 月 日
喜多方建設事務所	平成28年11月8日	宮下 雅志	菅家惣一郎	実地監査	平成28年9月27日 平成28年9月28日
南会津建設事務所	平成28年11月10日	柳沼 純子	美馬武千代	実地監査	平成28年9月27日 平成28年9月28日
富岡土木事務所	平成28年11月15日	宮下 雅志	菅家惣一郎	実地監査	平成28年10月4日 平成28年10月5日
相馬港湾建設事務所	平成28年11月16日	宮下 雅志	菅家惣一郎	実地監査	平成28年10月13日 平成28年10月14日
小名浜港湾建設事務所	平成28年11月16日	柳沼 純子	美馬武千代	実地監査	平成28年9月29日 平成28年9月30日
福島空港事務所	平成28年11月15日	柳沼 純子	美馬武千代	実地監査	平成28年9月29日

県北流域下水道建設事務所	平成28年11月15日	柳沼 純子	美馬武千代	実地監査	平成28年9月27日
県中流域下水道建設事務所	平成29年1月20日	柳沼 純子	菅家惣一郎	書面監査	平成28年11月15日

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・ 前々回の監査において指摘のあった調定の時期遅延について、今回も同様の事案があり、前回の監査でも指摘をした内部牽制が不十分である。

「事実」

平成26年度及び平成27年度実施の定期監査において、調定の時期遅延や内部牽制について指摘を受け、今後同様の事例がないように進行管理を徹底し内部チェック機能を充実させる旨の処理結果を報告したにもかかわらず、平成27年度の甲株式会社の年間土地使用料55,740円について、平成27年4月1日付けで調定すべきところ、平成28年1月4日に調定しており、内部チェックが機能していない。

「是正・改善等の意見」

行政財産の使用料収入事務について、3年連続して指摘事項とされたことを重く受け止め、組織としての内部牽制が的確に行われるようチェック体制を早急に確立し、関係規程に基づいた適正な歳入事務処理を行うこと。

(福島空港事務所)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(5) 教育委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
南会津教育事務所	平成29年1月20日	柳沼 純子	菅家惣一郎	書面監査	平成28年10月19日
美術館	平成29年1月20日	宮下 雅志	美馬武千代	書面監査	平成28年11月22日
福島高等学校	平成28年12月1日	柳沼 純子	菅家惣一郎	実地監査	平成28年11月1日
福島工業高等学校	平成28年12月1日	柳沼 純子	菅家惣一郎	実地監査	平成28年10月18日
福島東高等学校	平成29年1月10日	宮下 雅志	美馬武千代	実地監査	平成28年11月1日
保原高等学校	平成29年1月10日	宮下 雅志	美馬武千代	実地監査	平成28年11月8日
安達高等学校	平成29年1月10日	柳沼 純子	菅家惣一郎	実地監査	平成28年12月1日
郡山高等学校	平成29年1月12日	柳沼 純子	菅家惣一郎	実地監査	平成28年11月9日
湖南高等学校	平成28年12月2日	宮下 雅志	美馬武千代	実地監査	平成28年11月2日
白河実業高等学校	平成29年1月20日	柳沼 純子	菅家惣一郎	書面監査	平成28年10月21日
修明高等学校	平成29年1月20日	宮下 雅志	美馬武千代	書面監査	平成28年11月9日
喜多方高等学校	平成29年1月12日	宮下 雅志	美馬武千代	実地監査	平成28年11月11日
喜多方東高等					

学校	平成29年1月12日	宮下 雅志	美馬武千代	実地監査	平成28年12月2日
川口高等学校	平成29年1月20日	宮下 雅志	美馬武千代	書面監査	平成28年11月8日
会津農林高等学校	平成29年1月27日	宮下 雅志	美馬武千代	実地監査	平成28年11月30日
双葉高等学校	平成29年1月20日	柳沼 純子	菅家惣一郎	書面監査	平成28年11月30日
浪江高等学校	平成29年1月20日	柳沼 純子	菅家惣一郎	書面監査	平成28年11月25日
いわき翠の杜高等学校	平成29年1月17日	宮下 雅志	美馬武千代	実地監査	平成28年11月22日
いわき養護学校	平成29年1月18日	柳沼 純子	菅家惣一郎	実地監査	平成28年11月25日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。  
指導事項

- ・ 雑入の収入調定について、1か月以上遅延しているものがある。  
(会津農林高等学校)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(6) 公安委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
二本松警察署	平成29年1月10日	柳沼 純子	菅家惣一郎	実地監査	平成28年11月8日
白河警察署	平成28年12月2日	宮下 雅志	美馬武千代	実地監査	平成28年11月1日
石川警察署	平成29年1月12日	柳沼 純子	菅家惣一郎	実地監査	平成28年11月11日
相馬警察署	平成29年1月26日	柳沼 純子	菅家惣一郎	実地監査	平成28年11月25日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。  
(監査総務課)

**監査公表第2号**

平成28年9月30日監査公表第19号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成29年2月14日

福島県監査委員 柳 沼 純 子  
 福島県監査委員 宮 下 雅 志  
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
 福島県監査委員 菅 家 惣 一 郎  
 28財第1901号  
 平成28年11月29日

福島県監査委員 柳 沼 純 子  
 福島県監査委員 宮 下 雅 志 様  
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
 福島県監査委員 菅 家 惣 一 郎

福島県知事 内 堀 雅 雄 団

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成28年9月15日付け28福監第151号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

## 定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 県北地方振興局  
 監査対象年度 平成27年度  
 監査実施年月日 平成28年8月31日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」          補助事業の実績確認に著しく適切でないものがある。</p> <p>「事実」          地域づくり団体甲に対し補助した福島県地域創生総合支援事業（サポート事業）補助金の実績確認において、実績報告書に添付された領収書の写しの一部に平成26年度の日付のものが9件入っていたが、そのことに気づかず、補助金の額の確定を行い補助金を支出している。</p> <p>その後の県北地方振興局による調査の結果、監査執行日現在で全体事業費のうち少なくとも約7割の金額について不正の疑いがある。</p> <p>また、平成25年度分及び平成26年度分についても、不正の疑いがあるものが発見されている。</p> <p>「是正・改善等の意見」          補助事業の実績確認に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、当該補助事業者に対する補助事業について過年度に遡り調査し、適正に処理すること。</p>	<p>今回、実績確認が不適切なまま補助金を支出したことを踏まえ、実績報告書の添付資料に不備がないか、新たにチェックリストを作成し、複数職員による審査を行うなど、基本的なチェック体制を強化しました。</p> <p>また、補助金の不正受給を防止するため、事業採択時の事業計画・資金計画等の審査を強化するとともに、事業実施期間中の実施状況の確認、必要に応じた現地調査及び領収書等の原本確認を行うこととしました。</p> <p>なお、本事案については、調査の結果、3か年で全体事業の約9割の金額に不正が確認され、平成28年9月15日付けで、補助金交付決定の取消し及び補助金返還命令を行いました。</p>

- 2 監査対象機関 県北建設事務所  
 監査対象年度 平成27年度  
 監査実施年月日 平成28年8月3日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」          県営住宅家賃にかかる収入事務について、著しく適正を欠いている。</p> <p>「事実」          県営住宅家賃の減免について、指定管理者の行った算定内容のチェックが不十分であったため、家賃を本来よりも低い金額で決定し、平成23年度から平成27年度までの5年間で37実世帯、13,437,632円を過小徴収していた。</p> <p>「是正・改善等の意見」          収入事務に当たっては、チェック体制を強化するとともに関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>該当者37名のうち死亡者等を除く34名に謝罪し、8名から追加納入の理解を得ました。残りの該当者については理解を得られるよう相談及び協議を行っているところです。</p> <p>今後は、再発防止のため、指定管理者のチェックに加え、担当者及び管理職による複数でのチェックを徹底するなど、関係規程に基づき適正な処理に努めてまいります。</p>

- 3 監査対象機関 県南建設事務所  
 監査対象年度 平成27年度  
 監査実施年月日 平成28年8月19日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」                      県営住宅家賃に係る収入事務について、著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」                      県営住宅家賃の減免について、所得から控除する額の算定誤りがあったため、家賃を本来よりも低い金額で決定し、平成25年度から平成27年度までの3年間で12実世帯、2,017,400円を過小徴収していた。</p> <p>「是正・改善等の意見」                      収入事務に当たっては、チェック体制を強化するとともに関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>該当者12名のうち死亡者を除く10名に謝罪し、9名より追加納入の理解を得ました。残り1名については理解を得られるよう相談及び協議を行っているところです。</p> <p>今後は、再発防止のため、今年度から導入した指定管理者によるチェックに加え、担当者及び管理職による複数でのチェックを徹底するなど、関係規程に基づき適正な処理に努めてまいります。</p>

(監査総務課)

**監査公表第3号**

平成28年9月30日監査公表第19号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会教育長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成29年2月14日

福島県監査委員 柳 沼 純 子  
 福島県監査委員 宮 下 雅 志  
 福島県監査委員 美 馬 武千代  
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎  
 28教財第781号  
 平成28年11月30日

福島県監査委員 柳 沼 純 子  
 福島県監査委員 宮 下 雅 志  
 福島県監査委員 美 馬 武千代  
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一 郎

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成28年9月15日付け28福監第151号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 会津工業高等学校  
 監査対象年度 平成27年度  
 監査実施年月日 平成28年7月29日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」                      授業料収入に係る収入事務について適正を欠くものがある。</p> <p>「事実」</p>	<p>平成27年度以降は、審査結果をシステムから出力し、内容を確認の上、該当の生徒に郵送により通知することとしました。</p>

平成26年度の高等学校等就学支援金に係る収入状況審査結果を各生徒に通知していない。

また、収入状況審査の結果、所得超過により支援金の受給資格が消滅し、徴収対象となった生徒Aの平成26年7月分からの授業料について、収入状況審査結果の確認を怠ったことから、速やかに調定せず、平成27年11月16日に平成26年7月分から平成27年10月分までの158,400円を一括調定している。

「是正・改善等の意見」

収入事務に当たっては、チェック体制を強化するとともに関係規程に基づき適正に行うこと。

また、担当、主任、事務長により複数にチェックを行う体制を整え、所得超過による受給資格のない者がいないか、毎月授業料の調定漏れがないか、確認を徹底することにより再発防止に努めてまいります。

- 2 監査対象機関 いわき海星高等学校  
 監査対象年度 平成27年度  
 監査実施年月日 平成28年7月28日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」          物品売払事務及び現金収納事務が著しく適正を欠いている。</p> <p>「事実」          缶詰等製作品の現金販売において、売払いの都度物品売払調書を作成していないものがある。</p> <p>また、収納した代金を現金等出納簿に整理していないだけでなく、平成27年5月20日から同年6月3日の間の3回の販売代金185,920円を同年6月5日に、平成27年7月1日から平成28年2月16日までの間の30回の販売代金797,000円を同年3月25日に、それぞれ一括して指定金融機関に払い込んでいる。</p> <p>「是正・改善等の意見」          製作品の売払いにおける物品売払調書の作成、現金の受払いに係る現金等出納簿の整理及び現金の指定金融機関への払込みについては、内部牽制体制を確立し、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>製作品の売払いにおける物品売払調書については、財務規則等関係規程に基づき適正に作成することとします。</p> <p>また、収納した現金の受払いに係る現金等出納簿の整理及び現金の指定金融機関への払込みについては、財務規則等関係規程に基づき適正な事務処理を行うため、複数の職員で確認するなど、組織内のチェック機能を強化し、再発防止に努めてまいります。</p>

(監査総務課)

監査公表第4号

平成28年11月15日監査公表第21号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成29年2月14日

福島県監査委員 柳 沼 純 子  
 福島県監査委員 宮 下 雅 志  
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
 福島県監査委員 菅 家 惣 一 郎

28財第2130号  
平成28年12月26日

福島県監査委員 柳 沼 純 子  
 福島県監査委員 宮 下 雅 志  
 福島県監査委員 美 馬 武 千代  
 福島県監査委員 菅 家 惣 一 郎

福島県知事 内 堀 雅 雄 閣

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成28年11月7日付け28福監第196号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 文化スポーツ局  
 監査対象年度 平成27年度  
 監査実施年月日 平成28年9月14日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 補助事業の実績確認に著しく適切でないものがある。</p> <p>「事実」 地域づくり団体甲に対し補助を行ったふるさと・きずな維持・再生支援事業において、年度途中で実施した会計確認の際に、経費の根拠となる資料を実績報告時に提出するよう求めていたが、その確認をせず、領収書の写しに日付がないもの3件及び平成26年度の日付のもの2件があるにもかかわらず、そのことに気づかず補助金の額の確定を行い補助金を支出している。</p> <p>「是正・改善等の意見」 補助事業の実績確認に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>今回の事案を受け、年度途中で実施している現地確認に当たっては、指摘事項に対する改善報告を求めるなど、より厳格に実施するとともに、実績確認に当たっては、領収書等の原本確認はもとより、チェックリストや複数職員による確認、必要に応じた仕入先等調査の実施など、チェック体制の一層の強化を図ることとしました。</p> <p>また、今年度の補助事業者に対し、平成28年10月4日付けで、本事案を踏まえた補助事業の適正執行について、改めて文書で通知しました。</p> <p>なお、地域づくり団体甲については、調査の結果、補助対象経費の約2割に不正が確認されたことから、平成28年9月15日付けで、補助金交付決定の一部取消し及び補助金返還命令を発出しました。</p>

- 2 監査対象機関 建築総室  
 監査対象年度 平成27年度  
 監査実施年月日 平成28年10月18日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 県営住宅使用料の収入未済額（過年度分）について、財務会計システムと県営住宅管理システムで把握している額の不一致の解消が不十分である。</p> <p>「事実」 県営住宅使用料の収入未済額（過年度分）については、財務会計システムと債権管理のために土木部が独自に運用している県営住宅管理システムで把握している額が5建設事務所で一致していない状況が続いていたことから、昨年度、その</p>	<p>1 現在までの経過 前年度の監査結果を受けて、建設事務所県営住宅担当者会議（平成28年5月27日）を開催し、不一致の解消を指示するとともに、進行管理のための文書（平成28年6月9日）を施行しました。</p> <p>また、今年度の監査結果を受けて、県営住宅管理システムデータ及び関係台帳等を事務所別・年度別に精査し、不一致の原因が判明した事案から順次修正を進めております。</p>



解消を求めたところである。  
 しかしながら、現時点においてもほとんど解消されておらず、不一致の案件が多数存在している状況であるにもかかわらず、その解消策の十分な検討もなされていない。

「是正・改善等の意見」  
 財務会計システムと県営住宅管理システムで把握している県営住宅使用料の収入未済額（過年度分）の不一致を解消するため、実効ある方策を講じるとともに適切に建設事務所を指導すること。

2 今後の対応  
 引き続き、滞納者台帳、収納管理台帳等関係書類と県営住宅管理及び財務会計の両システムを突合することで、原因の特定と不一致の解消を進めるとともに、データの入力ミス、遺漏等の再発防止を指導します。  
 また、県営住宅管理システムの改修（平成29年度予定）の際、財務会計システムと県営住宅管理システムの不一致箇所を抽出できる機能を追加し、併せて、建設事務所に対し、適切な操作方法等を指導することで、効率的な事務処理を確保します。

- 3 監査対象機関 県中建設事務所
- 監査対象年度 平成27年度
- 監査実施年月日 平成28年9月2日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」            行政財産（建物）の管理について、著しく適切でないものがある。</p> <p>「事実」            平成23年11月に新築したあぶくま高原道路管理事務所の車庫（石川郡平田村大字上蓬田地内）について、登記手続が遅延して未登記のままとなっている。</p> <p>「是正・改善等の意見」            あぶくま高原道路管理事務所の車庫については、速やかに登記手続を進めるとともに、財産の管理については、関係規程に基づいて適正に行うこと。</p>	<p>あぶくま高原道路管理事務所の車庫については、職員調査後速やかに登記手続を進め、平成28年8月22日に完了しました。</p> <p>今後は、登記の漏れや遅延を防止するため、公有財産を取得した際の登記手続に当たっては、財産管理担当である総務課が、所内関係各課と連絡調整を密にして、計画的かつ一元的に管理するとともに、公有財産管理システムの登録内容を、半期ごとの財産管理課への財産異動報告に併せて、定期的にチェックすることとしました。</p>

（監査総務課）

**監査公表第5号**

平成28年11月15日監査公表第21号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会教育長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成29年2月14日

福島県監査委員 柳 沼 純 子  
 福島県監査委員 宮 下 雅 志  
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
 福島県監査委員 菅 家 惣 一 郎

28教財第869号  
 平成28年12月27日

福島県監査委員 柳 沼 純 子  
 福島県監査委員 宮 下 雅 志  
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
 福島県監査委員 菅 家 惣 一 郎

様

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一 郎

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成28年11月7日付け28福監第196号で報告のありましたこのことについて、別紙のと

おり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 博物館  
監査対象年度 平成27年度  
監査実施年月日 平成28年9月9日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 旅費の支給に適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 所属職員の旅費について、過払いとなっているものが8件116,810円ある。</p> <p>「是正・改善等の意見」 旅費の支給に当たっては、チェック体制を強化するとともに関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>過払い分については、平成28年7月29日までに全額返納されました。</p> <p>今後は、旅行命令一覧を作成し、復命書の提出の有無や支給の有無を確認できるように改めることでチェック体制を強化するとともに関係規程に基づき適正な事務処理に努めてまいります。</p>

(監査総務課)